

認定こども園(幼稚園機能部分)・幼稚園

ご利用案内(令和3年度版)

十和田市健康福祉部 こども支援課 こども保育係
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
☎ 0176-51-6717



認定こども園（幼稚園機能部分）の利用には、1号認定の申請が必要です

認定区分	年齢	対象者	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	2号認定を除く子ども	認定こども園（幼稚園機能部分）・幼稚園
2号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満3歳以上	保育が必要な子ども	認定こども園（保育機能部分）・保育所
3号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満3歳未満	保育が必要な子ども	認定こども園（保育機能部分）・保育所・小規模保育事業

○保護者の住民登録が十和田市にある児童は、市外の施設等を利用する場合でも、十和田市への申請が必要です。

申請方法

○申請窓口：利用する各施設へ申請してください。
施設でとりまとめて市へ申請書を提出していただきます。

申し込みに必要な書類

- (1) 支給認定申請書・・・児童それぞれについて必要です。
(2) 世帯の状況を証明する書類・・・該当する方は提出してください。

世帯の状況	証明書類
ひとり親世帯	○ひとり親家庭等医療費受給資格証
障がい者(児)と同居世帯 (世帯分離している同居者を含む)	○次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳又は療育手帳 ・特別児童扶養手当証書
生活保護を受けている世帯	○生活保護受給証明書

(3) 個人番号（マイナンバー）を確認するための書類

- 保護者本人が申し込みをする場合
 - 保護者本人のマイナンバーカード又は通知カード
 - 保護者本人の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート等顔写真のついている物）
- 保護者以外の方が申し込みをする場合
 - 委任状
 - 委任された方の本人確認ができる書類（上記と同様）
 - 保護者のマイナンバーカード又は通知カード

支給認定証の発行

- 認定に必要な書類の提出後、支給認定証が発行されます。
- 支給認定証は、利用する施設を経由して保護者へお渡しします。

利用者負担額（保育料）について

- 令和元年10月から、1号認定を受けた児童の保育料が無償になりました。
- 給食費（主食費・副食費）は引き続き保護者負担になります。副食費（おかず代）に関しては所得や同時入所の状況によって免除となる場合があります。免除者へは市より通知します。

施設利用開始後の家庭状況の変更について

- 次の場合は変更等の手続きが必要ですので、支給認定証と印鑑をご持参のうえ、こども支援課こども保育係窓口へお越しください。
- 転居・婚姻・離婚・死亡など、家族や世帯状況に変更があったとき
 - 市外へ転出するとき

預かり保育について

○3歳児以上の預かり保育（1号認定の預かり時間を越えて利用する場合）について、令和元年10月から月1.13万円を上限に無償になりました。無償の対象となるには市から「保育の必要性の認定」を受ける手続きが必要です。

- （1）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書・・・児童それぞれについて必要です。
 （2）保育を必要とする事由を証明する書類・・・父母それぞれについて必要です。

保育を必要とする事由		証明書類
1 就労	会社へお勤めの方（内職含む） ・社員・パート・アルバイト等	○就労証明書【市様式】 （雇用主からの証明が必要です。）
	自営業・農業の場合	○就労証明書【市様式】 （民生委員からの確認が必要です。）
2 出産前後		母子健康手帳
3 保護者の病 気・障がい	疾病・けが等	○診断書【市様式】 ※児童の保育ができない記載があること
	障がい	○次のいずれかの書類 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳または療育手帳
4 親族の介護・看護		○介護・看護申立書【市様式】 ○診断書【市様式】 または次のいずれかの書類 ・介護保険被保険者証 ・障害者手帳等 ・その他施設を利用している場合、その利用状況が確認できるもの
5 災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあ っている場合	○申立書【市様式】 ○り災証明書
6 求職活動・起業準備		○求職申立書【市様式】 ○ハローワークカード等、求職活動 を確認できるもの
7 就学・職業訓練		○在学証明書
8 育児休業	兄弟の継続利用	○育児休業証明書【市様式】 または育児休業期間を確認できるもの

病児・病後児保育について

十和田市では、病気の急性期・回復期にあたって集団保育が困難なお子さんで、保護者の仕事等の都合により家庭で育児、介護を行うことができない場合にご利用できる「病児・病後児保育事業」を行っています。

○病児・病後児保育実施施設 十和田東病院 病児・病後児保育所「里の森」

住所：十和田市大字三本木字里の沢 1-247

電話：0176-22-5252

○定員 6名/日

○登録制 (事前登録・当日登録でも可能)

○利用期間 原則1～7日間

○利用時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後5時00分
土曜日(第1・2・4土曜日) 午前7時30分から午後1時00分

○費用 十和田市民 1日 1,700円(保育料、昼食、おやつ代)

十和田市外 1日 2,100円(")

○利用方法等詳しい内容については、病児・病後児保育所「里の森」へお問い合わせください。

令和3年度認定こども園(幼稚園機能部分)・幼稚園一覧

施設区分	施設名	住所	電話番号	備考
認定こども園	小さな森こども園	西二十一番町 6-14	23-4793	
	さつき幼稚園	西十四番町 19-13	22-1636	
	十和田みなみ幼稚園	穂並町 4-55	23-3797	
	ひかり保育園	穂並町 4-60	23-3446	
	まきばのこども園	東二十三番町 10-8	22-1456	
	まるくこども園	深持字佐々木平 234-1	21-4703	
	緑と太陽の保育園	東一番町 10-18	24-3088	
	みきの保育園	西三番町 22-35	23-3644	
	十和田めぐみ保育園	西一番町 5-51	22-0141	
	チビッコハウス保育園	東二十一番町 2-5	23-6333	
幼稚園	北園幼稚園	西二十一番町 68-58	22-1871	
	十和田カトリック幼稚園	東二番町 1-51	23-2518	